

2/16(木)

～3/15(水)

# 確定申告・町県民税の申告が始まります 税の申告はお早めに

## 所得税と復興特別所得税の確定申告

「所得税と復興特別所得税の確定申告」と「納税」は、**2月16日(木)から3月15日(水)**までです。  
ただし、税の還付を受ける申告書は、2月15日(水)以前でも直接税務署へ提出することができます。

## 岐阜南税務署の確定申告会場

令和4年分の所得税と復興特別所得税、個人事業者の消費税と地方消費税、贈与税の申告

会場	開設期間	開設時間	その他
マーサ21 4階マーサホール (岐阜市正木中1丁目2番1号)	2月16日(木) ～3月15日(水)	9:00～17:00	開設期間中、岐阜南税務署では作成済みの申告書の提出はできますが、申告書の作成指導は行いません。
	※土日祝日は開設していませんが、2月19日(日)、26日(日)の2日間に限り開設します。 ※主に公的年金を受給している方を対象とした確定申告は、2月13日(月)～15日(水)にも開設しています。		



## 会場での新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください



### ○会場への入場には、時間枠が指定された「入場整理券」が必要です

「入場整理券」は当日会場で配付しますが、当日分の配付が終了した場合など配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

※国税庁のLINE公式アカウントから「入場整理券」の事前発行が可能です。  
電話による「入場整理券」の事前予約はできません。



▲国税庁LINE  
公式アカウント  
友だち追加

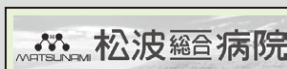
### ○会場での新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください

入場時の検温で37.5℃以上の発熱がある場合、入場をお断りさせていただきます。また、会場でのマスク着用、会場入口での手指消毒にご協力ください。



# 笠松双葉幼稚園

〒501-6064 岐阜県羽島郡笠松町北及66  
TEL:058-387-9155  
<http://www.tsumiki.ed.jp>



関連施設

- まつなみ健康増進クリニック
- 人間ドック・健診センター
- 人工透析センター
- まつなみリサーチパーク(医学研究所)
- 松波総合病院介護老人保健施設
- まつなみ訪問介護ステーション
- まつなみ訪問看護ステーション
- 松波総合病院居宅介護支援事業所
- まつなみケアプランセンター

TEL 058-388-0111(代)  
<http://www.matsunami-hsp.or.jp>

## 国税庁のホームページから確定申告書が提出できます

申告書作成には、大変便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。マイナンバーカードをお持ちの方はICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンを利用して電子申告(e-Taxで送信)することができます。

また、岐阜南税務署で発行されるID・パスワードで送信することもできます。

※ID・パスワードの発行を希望される方は、申告するご本人が岐阜南税務署(8:30~17:00/土日祝日を除く)へ運転免許証などの本人確認書類を持参し、取得してください。

国税庁のホームページで作成した申告書を印刷して郵送することもできます。

【送付先】〒500-8567 岐阜市加納清水町四丁目22番地の2 岐阜南税務署 宛

確定申告書の作成方法は動画でチェック!

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などは動画をご覧ください。



◀動画で見る  
確定申告



◀確定申告書等  
作成コーナー

### 【電話相談センターの利用案内】

岐阜南税務署(☎271-7111)に電話し、自動音声案内により該当番号を選択してください。

(受付時間: 8:30~17:00/土日祝日を除く)



▲税務相談  
チャットボット

### 【税務相談チャットボットの利用案内】

申告書の作成でお困りのときは、国税庁ホームページの「税務相談チャットボット」にご相談ください。質問を入力いただくと、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

(24時間利用可能・メンテナンス時間を除く)

### ■税理士などによる無料税務相談

会場	開設期間	開設時間
<b>【要予約】</b> <b>名古屋税理士会岐阜南支部</b> 岐阜県石油会館2階 (岐阜市東鶉1丁目3番地の2) 【予約】☎274-0658	2月1日(水)~27日(月)の 毎週月・水・金曜日	13:00~16:00
税理士が税務相談に応じます。		
<b>【完全予約制】</b> <b>笠松町商工会</b> (笠松町春日町15番地の1) 【予約】笠松町商工会LINEまたは FAX 387-6840	2月24日(金)~3月10日(金) ※土日祝日を除く	10:30~16:00 ※12:00~13:00を除く
3月24日(金)<消費税のみ>		
次の確定申告は受付できません。 年金所得・譲渡所得・贈与税・相続税・前年分所得金額(専従者控除前または青色特別控除前)が400万円を超える方 ※商工会非会員の方は有料(1万円)です。		
※予約は先着順です。 ※電話では受付していません。 ※予約がない場合は対応できません。		

## 町の申告会場

所得税(一部の所得や控除内容を除く)の確定申告と町県民税の申告

町の申告会場は事前予約制です!  
予約方法や予約期限などは次のページをご覧ください。



会場	開設期間		開設時間	
役場4階 大会議室 特設会場	2月16日(木)～3月15日(水) ※土日祝日を除く		9:00～16:00 ※12:00～13:00を除く	
受付時間	①9:00～9:30	④10:30～11:00	⑦13:00～13:30	⑩14:30～15:00
	②9:30～10:00	⑤11:00～11:30	⑧13:30～14:00	⑪15:00～15:30
	③10:00～10:30	⑥11:30～12:00	⑨14:00～14:30	⑫15:30～16:00

※次の申告は役場では受付できませんので、税務署会場(8ページ参照)にて申告してください。

- 一時所得
- 配当所得
- 譲渡所得(土地建物、株式、先物取引など)
- 準確定申告(亡くなられた方の申告)
- 住宅ローン控除(適用の初年分のみ)
- 繰越損失の申告
- 雑損控除
- 青色申告
- 令和3年分以前の申告

※次の申告はご自身で事前に書類作成をお願いします。

- 事業所得、不動産所得、農業所得を申告する方の「収支内訳書」
- 医療費控除を申告する方の「医療費控除の明細書」
- 医療費控除の特例の申告をする方の「セルフメディケーション税制の明細書」



▲各種様式手引き



会場での新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力ください



発熱など体調不良の症状がみられる場合は来場を控え、別日のご予約をお願いします。  
また、会場でのマスク着用、会場入口での手指消毒にご協力ください。

循環社会に奉仕する

笠松町許可業者  
有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ 羽島郡笠松町大池町9番地の1  
引越などの粗大ごみ TEL 058-388-1006  
FAX 058-388-0765



住みなれた自宅での生活を支えます。  
訪問看護ステーションしのぶ  
訪問ケアステーションなぎさ  
ケアプランセンターしのぶ



株式会社しのぶ  
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地  
第2カトービル 1階 A号室  
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

## ■町の申告会場は事前予約制です

町で行う令和4年分(令和5年度)の申告相談は、「事前予約制」です。

希望する相談日・時間帯を以下のいずれかの方法により事前に予約し、会場にお越しください。

予約なしで会場にお越しただくと、予約の受付状況次第では後日の来場をお願いすることもありますのでご注意ください。

<b>ネット予約</b> <24時間対応> 	<b>電話予約</b> <8:30~17:15/土日祝日を除く> (最終日の3月15日は15:00まで) 
<b>予約期限</b>	
3月13日(月)まで ※希望日の2日前まで受付可能です。 希望日の前日と当日は電話で予約してください。	3月15日(水)まで ※予約状況によってご希望の日時で受付できない場合がありますのでご了承ください。

## 予約方法

①町ホームページまたは町公式LINEのリッチメニュー「オンライン手続き窓口サイト」から予約フォームへアクセス



②次の予約内容を順番に入力  
 (ア) ご希望の受付日時  
 (イ) 申告する収入の種類  
 (ウ) 申告する方の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス  
 ※申告者と来場者が異なる場合は、来場者の氏名なども入力

③連絡事項や当日の持ち物を確認し、**最後に表示される予約番号「KASA-000000000(数字8桁)」を控える。**  
 メールアドレスを入力した方には、申し込み完了メールが届く。

①役場税務課 (☎ 388-1112) に電話  
 → 「申告の予約をしたい」旨を伝える。

②予約担当にご希望の受付日時と次の予約内容を(ア) → (イ) → (ウ)の順番に伝える。  
 (ア) 予約者(電話をかけているご本人)の氏名・住所・電話番号  
 (イ) 来場者(当日会場にお越しになる方)の氏名・住所・電話番号  
 (ウ) 申告者(申告する方)の氏名・住所

③予約状況を確認し、**予約番号をお伝えしますので、その番号を控える。**

※予約の変更やキャンセルは、電話(388-1112)で事前にご連絡ください。(受付:8:30~17:15/土日祝日を除く)

ネット予約の方は予約のキャンセルのみ、申し込み完了メールに記載のURLからも手続きができます。

※予約番号は当日、会場で確認しますので、必ず控えておくか、予約内容を印刷しておいてください。

※電話による予約が困難な方(聴覚障がいや言語障がいなど)で、ネット環境がなくネット予約ができない方に限り、FAX(388-2027)による予約を受付します。(受付:8:30~17:15/土日祝日を除く)

## 申告の準備はお早めに

### ■申告に必要な主な書類など

主な所得の 計算に必要な 書類	給与、公的年金など	源泉徴収票(原本)
	事業所得、不動産所得、 農業所得など	収支内訳書 ※あらかじめ作成してご提出ください。
主な控除の 計算に必要な 書類	社会保険料控除	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・任意継続保険料などの支払額の証明書や領収書
	生命保険料控除 地震保険料控除 (旧長期損害保険料控除)	保険会社発行の保険料控除証明書
	医療費控除	医療費控除の明細書、医療保険者から交付を受けた医療費通知書 (令和4年中の領収印がある医療費の領収書、生命保険などで補てんされた金額が分かる書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
	医療費控除の特例 (セルフメディケーション 税制)	セルフメディケーション税制の明細書 (令和4年中の特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費がわかる書類、健康診断結果など健康の保持増進や疾病予防への一定の取組を行ったことを明らかにする書類、生命保険などで補てんされた金額がわかる書類) ※あらかじめ合計額を計算してください。
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 令和4年12月31日現在65歳以上の方で要介護認定を受け、一定以上の障がいがあると認められる方は、健康介護課へ申請し発行された障害者控除対象者認定書	
その他の 持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税の還付を受ける場合は、申告者名義の金融機関口座番号のわかるもの</li> <li>・マイナンバーカードなど申告者の本人確認ができるもの</li> <li>・扶養親族がいる方は、その方のマイナンバーのわかるもの</li> <li>・国税庁が発行した16桁の利用者識別番号がわかるもの(番号がわかればメモでもかまいません)</li> </ul>	

### ■マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示(写しの添付)

申告書には申告者本人とその扶養親族のマイナンバー(12桁)の記載が必要です。また、申告書の提出の際には申告者本人の確認書類(番号確認と身元確認)の提示または写しの添付が必要です。

	番号確認に必要なもの	身元確認に必要なもの
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード	
マイナンバーカードをお持ちでない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・住民票(マイナンバーの記載があるもの)の写し</li> </ul> などのうち、いずれか1つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・身体障害者手帳</li> </ul> などのうち、いずれか1つ